

行政機関等匿名加工情報に関する提案募集要綱

1 趣旨

行政機関等が保有する個人情報の効果的な利活用が、新たな産業の創出、活力ある経済社会や豊かな国民生活の実現に資するものであることを踏まえ、個人の権利利益の保護に支障がない範囲内において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第111条の規定に基づいて、埼玉県警察が保有する個人情報を加工して作成する行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を募集するものです。

2 提案の対象となる個人情報ファイル

令和7年度の提案対象となる具体的な個人情報ファイルは次のファイルです。

- (1) 拾得物件情報ファイル
- (2) 遺失届情報ファイル
- (3) 一時預り情報ファイル
- (4) 運転管理者ファイル

【参考】次に掲げる事項に該当する個人情報ファイルを提案の対象としています。

ア 個人情報ファイル簿が作成され、公表されることとなるもの（法第60条第3項第1号）。

イ 個人情報ファイルに埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）の規定による開示請求（情報公開請求）があったとしたならば、次の①又は②のいずれかを行うこととなるもの。

① 個人情報ファイルに記録されている保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をすることとなるもの（法第60条第3項第2号イ）。

② 条例第17条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与えることとなるもの（法第60条第3項第2号ロ）。

ウ 行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で、行政機関等匿名加工情報を作成することができるものであること（法第60条第3項第3号）。

3 提案の主体(提案者の要件)

行政機関等匿名加工情報を事業の用に供しようとする者であれば、個人、法人その他の団体の別を問いません（注）。また、単独提案、共同提案のいずれも可能です。ただし法第113条の規定により、次に掲げる事項（欠格事由）のいずれかに該当する者は提案できません。

- (1) 未成年者
- (2) 心身の故障により行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (4) 禁固以上の刑に処せられ、又は法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (5) 法第120条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除され、その解除の日から起算して2年を経過しない者
 - (6) 法人その他の団体であって、その役員のうちに前記(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの
- (注) 代理人による提案をする場合は、その代理人の権限を証する書面を添えて提案してください。

4 募集期間

令和7年10月1日（水）から令和7年11月1日（土）

5 提案の方法

(1) 提出書類

提案に当たっては、次に掲げる書類（以下「提案書類」という。）を2部提出してください。

○ 提案書類

ア 提案書

- ☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書
（個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第7）

イ 添付書類

- ☐ 誓約書①（規則別記様式第8）
- ☐ 誓約書②（暴力団排除等に関する誓約書）
- ☐ 行政機関等匿名加工情報をその用に供する事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資することを明らかにする書面（事業計画等、事業内容及びその目的・効果を具体的に説明できる書類）
- ☐ 提案をする者の本人確認書類（注1）
- ☐ 委任状（代理人の権限を証する書面）（注2）

※ 必要に応じて上記以外の書類の提出を求める場合があります。

- (注1) 提案をする者が個人である場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード等の写しを添付してください。提案する者が法人その他の団体である場合は、登記事項証明書や印鑑登録証明書等（提案の日前6か月以内に作成されたものに限る。）を添付してください。

- (注2) 代理人による提案をする場合に限ります。

なお、代理人により提案をする場合は、提案をする者の本人確認書類に加え、代理人自身の本人確認書類も添付してください。添付する本人確認書類の種類は、（注1）と同様です。

(2) 提案書類の提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提案書類を2部提出してください。

ア 持参による場合

月～金曜日（祝日を除く。）午前9時から午後4時15分までに持参してください。

イ 郵送・信書便による場合

封筒の表面に「行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案書類在中」と朱書きしてください。

また、締切日当日必着です。書留等配達証明できる方法としてください。

○ 提案書類の提出先

〒330-8533

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

埼玉県警察本部総務部文書課情報公開センター

6 提案の審査基準

提案については、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査します。

- (1) 提案者が法第113条各号（欠格事由）のいずれにも該当しないこと。
- (2) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の本人の数が、行政機関等匿名加工情報の効果的な活用の観点からみて1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 特定される加工の方法が特定の個人を識別できないように及びその作成に用いる保有個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして規則第62条各号で定める基準に適合するものであること。
- (4) 行政機関等特定加工情報をその用に供して行う事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- (5) 利用期間が事業の目的内容並びに行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法からみて必要な期間であること。
- (6) 提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用目的・方法、漏えい防止等の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- (7) 行政機関の長等が提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成する場合に当該行政機関等の事務に著しい支障を及ぼさないものであること。

7 審査結果の通知

提案に対する審査結果は、各提案者に個別に通知します。

8 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約

審査基準に適合すると認めるときは、提案者に対して審査結果通知書とともに添付する規則別記様式第10「行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書」及び契約の締結に関する書類（契約書2通）に必要事項を記入して提出することにより、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができます。この場合、所定

の手数料を納付していただきます。ただし、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結後は、契約条件の変更は認めません。

なお、提案が審査基準に適合しないと認めるときは、規則別記様式第11「審査結果通知書」に理由を付してその旨を通知します。

9 留意事項

- (1) 提案者は、提案書類の提出をもって、この募集要綱の記載内容を承諾したものとします。
- (2) 埼玉県警察本部長からの審査結果通知書等の発送料を除き、提案に係る一切の費用は提案者の負担となります。
- (3) 提案書類の不備や記載事項が不十分と認めるときは、説明や提案書類の訂正を求めることがあります。
- (4) 埼玉県警察本部長が作成・提供した行政機関等匿名加工情報の著作権は、埼玉県警察本部長に帰属します。
- (5) 行政機関等匿名加工情報の利用は契約に基づくものであるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の対象外となります。
- (6) 提案書類は返却しません。

10 提案に関する連絡先

提案の手続等についてご不明な点がございましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

なお、相談内容により時間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 提案に対する連絡先

埼玉県警察本部総務部文書課情報公開センター（提案窓口）

電話：048-832-0110（代表）